

今回のテーマ：「配偶者控除及び配偶者特別控除の改正（所得税）」

既に本年 6 月の税制改正セミナーおよび中野フォーラム第 70 号（本年 5 月号）でお知らせしたとおり、所得税の配偶者控除等に関する改正が平成 30 年分から適用されます。

1. 控除額の改正

- (1) 仮に所得者を夫、配偶者を妻として（以下、同じ）、配偶者控除は、夫の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合（給与収入で 1,220 万円超）には適用がありません（改正前は夫の合計所得金額の制限なし）。
- (2) 配偶者特別控除は、控除額が改正された他、妻の合計所得金額が 38 万円超 123 万円以下（給与収入で 103 万円超 201 万円以下）となりました（改正前は 38 万円超 76 万円未満、給与収入で 103 万円超 141 万円未満）。

2. 源泉控除対象配偶者の創設等（下表参照）

給与や賞与を支払う際の扶養親族等の数の計算は、例えば

- ① 妻が源泉控除対象配偶者に該当する場合は扶養親族等の数に 1 人を加えます。
- ② 妻が同一生計配偶者で障害者に該当する場合は扶養親族等の数に 1 人を加えます。

改正前		改正後	
控除対象配偶者	<ul style="list-style-type: none"> • 夫の合計所得金額 ⇒ 制限なし • 妻の合計所得金額 ≤ 38 万円 	同一生計配偶者	<ul style="list-style-type: none"> • 夫の合計所得金額 ⇒ 制限なし • 妻の合計所得金額 ≤ 38 万円
			控除対象配偶者
配偶者特別控除の対象者	<ul style="list-style-type: none"> • 夫の合計所得金額 ≤ 1,000 万円 • 38 万円 < 妻の合計所得金額 < 76 万円 	控除の対象者	<ul style="list-style-type: none"> • 夫の合計所得金額 ≤ 1,000 万円 • 38 万円 < 妻の合計所得金額 ≤ 123 万円
			源泉控除対象配偶者

（参考）国税庁 HP 「配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しについて」